

金融機関等から業務の委託を受けた者に対する検査について（案）に対する
パブリックコメントの概要及びそれに対する考え方

平成 18 年 3 月 31 日

1. 業務委託先に対する検査を実施する場合の基準等について

コメントの概要	コメントに対する考え方
<p>業務委託先への検査は、金融機関の立入検査の一環として行われるものであり、立入検査を行う中で、金融機関だけでは確認できない場合に限定して行われるものであることを確認したい。</p>	<p>業務委託先に対する検査については、金融機関等に「立入り、質問又は検査を行う場合において特に必要があると認めるときは、その必要の限度において」実施するとされている銀行法、保険業法等の趣旨に則り適切に実施していきたいと考えています。</p>
<p>保険会社の業務委託先への検査は、保険契約者等の利便性や安全性が損なわれる可能性があるような、極めて重要な業務委託先に限定して行われることを確認したい。また、検査の対象となる業務委託先はシステム運用業務に限定して欲しい。</p>	<p>金融機関等からの業務委託先は多岐にわたりますが、実際に検査の対象となる業務委託先については、法令の趣旨に則り、金融機関等からの委託業務の内容やその規模等様々な要素を考慮した上で適切に判断することとしています。</p>
<p>現在、パブリックコメントに付されている「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の改正案では、「外部委託」の定義として、「外部委託契約が結ばれていなくとも、その実態において外部委託と同視しうるもの」も含むとされている（Ⅱ-3-2-3-1（注1）参照）。金融検査において実地調査の対象となる「業務委託先」の定義がこれと同一のものか確認したい。</p>	<p>御指摘の金融検査における実地調査の対象は、金融機関等から業務の委託（形式上、外部委託契約が結ばれていなくとも、その実態において外部委託と同視しうる場合を含む）を受けている先になります。</p>

<p>検査対象となるのは、直接の業務委託先のみか。再委託先も含まれるのか。</p>	<p>銀行法第 25 条及び保険業法第 128 条等にいう「業務の委託を受けた者」は、銀行及び保険会社等から直接業務の委託を受けた者を指し、当該委託先から更に委託を受けたいわゆる再委託先は含まれません。</p> <p>ただし、実質的に銀行及び保険会社等からの直接の委託先であると判断されるような場合には「業務の委託を受けた者」に当たることがあります。なお、銀行及び保険会社等からの直接の委託先が当該業務の再委託を行う場合には、当該業務を適切に行うことができる者に再委託することが求められており、直接の委託先が不適切な者に再委託を行い、預金者及び保険契約者等の保護に支障が生じたような場合には、当該銀行及び保険会社等が銀行法第 12 条の 2 又は保険業法第 100 条の 2 等の違反を問われる場合があることに留意して下さい。</p>
---	---

2. 検査手続について ①検査の予告・無予告の取扱いについて

コメントの概要	コメントに対する考え方
<p>業務委託先に対する検査の予告・無予告の判断に当たっては、業務委託先が一般事業者であることを考慮し予告とすべきではないか。加えて、その際には、業務委託先の営業等に支障が生じないよう、原則として、検査の対象となる先、場所、日程を事前に被検査金融機関経由で文書にて通知、また検査時における検査命令書と身分証明書の提示をお願いしたい。</p>	<p>業務委託先に対する検査の予告・無予告の判断に当たっては、検査における検証範囲や着眼事項、業務委託先の負担など様々な要素を総合的に勘案した上で、検査の効率性及び実効性を慎重に比較考量し個別に判断することとしています。また、予告を行う場合には、業務委託先に検査通知書を交付するとともに、検査官名を伝達し、金融機関等本体に対しても検査対象となる委託先等を通知することとします。無予告で検査を実施する場合には、立入開始の際に検査命令書及び身分証明書を提示するとともに、立入後速やかに金融機関等本体にも、業務委託先に対する立入検査を開始した旨通知することとします。</p>

2. 検査手続について ②検査関係情報の取扱い及び第三者の立会いについて

コメントの概要	コメントに対する考え方
<p>金融機関等が検査関係情報を開示してはならないとされる第三者から業務委託先が含まれない旨を明記してほしい。</p>	<p>金融機関等から業務委託先に開示される情報が委託業務に関するものに限定されることを確保する等のため、金融機関等が業務委託先に対する検査関係情報の開示が必要と判断される場合には、個別に検査関係情報開示のための承諾をとっていただきたいと思います。</p>
<p>被検査金融機関等の個別検査等内容の不開示理由と同様に、業務委託先の情報も不開示と理解するが確認したい。</p>	<p>業務委託先に対する検査についても、金融機関等に対する検査と同様、個別の検査等の内容に関する情報については不開示となります。</p>
<p>業務委託先固有の機密情報については開示を制限することができる、あるいは開示する情報について明確な定義付けを行うなど慎重な取扱いとすべきである。 また、閲覧を求めた原資料の持ち出しについては厳格な手続を設けるべきである。</p>	<p>業務委託先に対する検査において当局が把握した検査関係情報については、金融機関等に対する検査の場合と同様、厳に、検査の趣旨や目的に沿った使用にとどめるなど、慎重に取り扱うことといたします。また、実地調査において閲覧を求めた原資料の持ち出し等に係る取扱いについては、基本指針Ⅱ-3-2(6)ホの規定に従い、管理簿等で適切に管理することとします。</p>
<p>電気通信事業法、個人情報保護法など他の法令上の守秘義務と金融検査時の情報開示との関係はどう考えるのか。</p>	<p>例えば、御指摘の個人情報保護法については、同法第23条1項1号の「法令に基づく場合」に該当し、検査時において検査官への情報の提供が可能となるものと考えられます。その他の法令上の守秘義務と検査時の情報提供の関係についても、法令の趣旨を十分尊重し、適切に判断することとします。</p>
<p>業務委託先への指示や依頼などは全て被検査金融機関を通じて、もしくは立会いのもとに行われるとしてほしい。</p>	<p>金融機関等の立会い等の可否については、検査の効率性及び実効性の観点から、立会いによる検査への影響等をその都度検討の上、個別に判断させていただくこととなります。</p>

2. 検査手続について ③重要事項の説明及び検査モニター等について

コメントの概要	コメントに対する考え方
<p>業務委託先に対する検査を実施するに当たっては、どのような重要事項の説明がなされるのか示してほしい。</p>	<p>業務委託先に対する検査は、金融機関等に対する検査の一環として実施するものではありませんが、検査手続の透明性確保等のため重要事項の説明を実施することとします。重要事項の説明については、検証範囲など基本指針別紙「説明事項一覧」に掲げる事項について金融機関等本体におけるものと同程度の説明を行うこととしています。ただし、評定制度等業務委託先の検査に直接関係しない事項については省略することもあります。</p>
<p>基本指針Ⅱ－3－1－（4）のイにおいて、代表権を有する役員より承諾を得るとありますが、業務委託先に対する立入り検査開始時には、代表権を有する役員の承諾を必須とせず、当該受託業務部門の長（代表権を持たない責任者）の承諾を得ることでよいのか。</p>	<p>業務委託先の代表権を有する役員の承諾を得ることが望ましくはありますが、検査を効率的に進める観点から、状況により、業務委託先としての責任ある判断を行い得る者の承諾でもよいこととします。</p>
<p>検査モニター、意見申出の提出及び検査結果通知書の交付を業務委託元である金融機関等に対してのみならず業務委託先に対しても行ってほしい。</p>	<p>業務委託先に対する検査は、金融機関等に対する検査の一環として実施されることから、検査モニター、意見申出制度及び検査結果通知書の交付については金融機関等本体が対象になります。検査が適正に実施されたかどうかなどについては、金融機関等本体に対する検査モニターの際の対象になり、委託業務の管理態勢等に関して認識の相違がある場合には、金融機関等本体が意見申出を提出することとなりますので、仮に御意見等がある場合は金融機関等を通じてお伝えいただきたいと考えます。</p>
<p>被検査金融機関等に対して業務委託先より外部監査報告書等を提示している場合や監督部局に関係資料が提出されている場合などには検査の効率化がなされるのか。</p>	<p>金融機関等に対する検査においては、既存資料をできるだけ活用することとしており、御指摘の資料についても検証の参考とし、効率的な検査の実施を図っていきたいと考えています。</p>
<p>検査に必要な原資料等の定義（例：被検査金融機関の業務委託内容に関する資料に限定するなど）をすべき。</p>	<p>法令の趣旨に則り、金融機関等の業務委託に関するリスク管理態勢等を検証するために必要な資料について、個別に判断し適切に検証します。</p>

3. その他

コメントの概要	コメントに対する考え方
<p>4月以降、銀行の業務委託先に対する検査が可能となることについては、業務委託先における混乱を未然に防止する観点から、広く周知していただきたい。</p>	<p>関係機関等に対し説明を行うなど、様々な機会を捉え周知していきたいと考えています。</p>
<p>共同センター等複数の金融機関等から業務の委託を受けている者については、検査の頻度が多いと見込まれることから事務負担や手続について配慮してもらいたい。</p>	<p>業務委託先に対する検査については、法令の趣旨に則り適切に実施するとともに、被検査対象先の事務負担も考慮し実施していくこととしています。</p>
<p>基本指針Ⅱ-3-1(4)「経営状況の概要の説明を受ける」との記載は被検査金融機関に対して記述されていますが、業務委託先に関しては必要か。</p>	<p>業務委託先に対する検査においては、経営状況の概要については特に説明を要しません。</p>
<p>業務委託先に対する検査における検査マニュアルについてはどのように考えているのか。</p>	<p>今後の状況等も見つつ、必要に応じて、検査マニュアルに記載する必要性について検討していきます。</p>